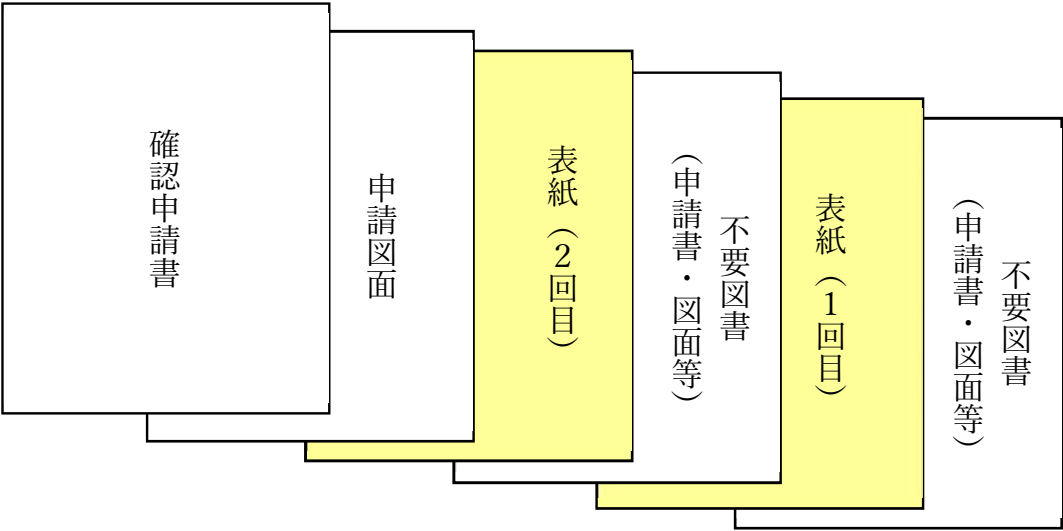


新規図書を差し込む際の取り扱いについて

①新規図書を差し込む際は、次のルールに従って図書の整理を行ってください。

- ・ 不要図書は表紙を付けたうえで、図書の最後にまとめて添付してください。
(不要図書・図面等への×印の記載及び押印は、必要はありません。)
(表紙は、窓口にご用意しております。)
- ・ 表紙には、①訂正回数 ②訂正日 ③訂正した図書枚数 を記載してください。
- ・ 訂正日が異なる場合は、それぞれの訂正日ごとに表紙を添付してください。

○不要図書の整理方法（例）



○申請書の訂正例

(第三面) ⇐

訂正箇所には代理者の押印が必要です

建築物及びその敷地に関する事項⇐

【1.地名地番】 長崎県佐世保市八幡町 5 1 番 1 ⇐

【2.住居表示】 長崎県佐世保市八幡町 ~~10番1号~~ 1 番 1 0 号 ⇐

【3.都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】 ⇐

☑都市計画区域内 (☑市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定) ⇐

□準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外 ⇐

【4.防火地域】 □防火地域 ☑準防火地域 □指定なし ⇐

【5.その他の区域、地域、地区又は街区】 下水処理区域 ⇐

【6.道路】 ⇐

【イ.幅員】 36.000m ⇐

【ロ.敷地と接している部分の長さ】 241.000m ⇐